

要介護・要支援認定の代行申請をされる事業所の方へ

要介護・要支援認定申請につきましては、平成28年1月1日から、マイナンバー（個人番号）の記載が義務付けられました。

介護保険法第27条第1項に基づく代行を行う事業者の方は以下の点に留意して申請書の提出をお願いいたします。

○個人番号が記載された申請書を提出する場合は、以下の書類が必要となります。

① 番号確認書類

・マイナンバーカード（個人番号カード）・通知カード（写し）※

② 被保険者本人の身元確認書類

・マイナンバーカード・運転免許証等の写し（1点で可）

・健康保険証・介護保険負担割合証等（2点必要）

上記①②は被保険者に準備していただくようお願いしております。

（市HPに掲載してあります申請者向けの案内文書をご確認ください）

※デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）時点で交付されている通知カードは、住所・氏名等が住民票と一致している場合に限り、利用可能です。

○マイナンバーが記載された申請書を提出する場合は、マイナンバーが使用者の目に触れないように封筒に入れるなどの措置を講じてください。

○申請者が高齢であることを鑑み、申請者自身の個人番号が分からない場合、申請者で必要書類の準備ができない場合等はマイナンバーの記載がない場合でも、その他の記載内容に問題がなければ申請は受理します。

【この件に関するお問い合わせ先】

鹿児島市役所すこやか長寿部介護保険課

認定係 電話 216—1278